

査 答 申 情 第 4 6 号

平成 2 5 年 8 月 2 3 日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 石 田 榮 仁 郎

行政文書の開示等の決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 2 4 年 6 月 1 9 日付け生病第 1 4 号で諮問のあった下記の事案について、
別紙のとおり答申します。

記

「『生駒市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書』に基づく照会に対する回答書」の不開示決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第 4 6 号）

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が平成24年3月26日付け生病第65号で行った行政文書の全部を開示しない旨の決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成24年2月15日付けで異議申立人が実施機関に対して行った「新病院指定管理者と暴力団の関係の有無を生駒署に照会した結果回答」（以下「本件行政文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が行った本件決定を取り消し、開示をもとめる。

2 異議申立ての理由

実施機関は、本件行政文書の内容を新聞で発表した。したがって、本件行政文書の内容はすでに公表済みなので、不開示には当たらないと考える。

なお、異議申立人は意見陳述において、本件行政文書は本来開示すべきではないと陳述した。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 条例第7条第3号の該当性について

本件行政文書に記載された情報は、警察が保有する反社会的勢力に関する情報である。

本件行政文書が開示されれば、警察が日々刻々と変動する暴力団に関する情報をどの程度把握しているか、即ち警察の情報収集能力が判明し、今後の

暴力団犯罪の取締りや暴力団排除活動に支障をきたすこととなる。

その影響を被るのは外ならぬ生駒市民であることを考えると、生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号に該当するのは明らかである。

2 条例第7条第5号該当性について

行政機関等は、照会の必要性についてそのつど判断し、警察は照会を受けるときに提供の必要性を検討している。

よって、特定の事業者に関する情報が開示されれば、双方の判断内容が判明し、今後、同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このような事態になれば、暴力団排除の適正な運用に支障をきたすと警察は主張していることから、本件行政文書が開示されれば、今後本市からの照会に警察は回答できなくなることが予見される。

そうすると、本市が行う暴力団排除のための様々な事務事業に重大な支障が生ずることは明らかであるため、条例第7条第5号に該当する。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、『生駒市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書』に基づき生駒市が行った照会に対する生駒警察署からの回答書である。

2 条例第7条第3号の該当性について

条例第7条第3号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報」は不開示とすることができるとしている。

これを本件行政文書について検討する。

本件行政文書に記載された情報は、警察が収集し把握した暴力団に該当するか否かに関する情報である。

本件行政文書が開示されれば、警察の情報収集能力及びその内容が判明することにより、今後の暴力団犯罪の取締りや暴力団排除活動に支障が生ずると認められる。そのような事態が生ずると、生駒市民の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると十分認められる。

よって、本件行政文書を開示すれば、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められ、条例第7条第3号に該当する。

3 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号では、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を不開示としている。

暴力団に関する情報が開示されれば、警察が行う暴力団排除の適正な執行に支障を来すと奈良県警察本部は主張していると認められる。

その主張に反して生駒市が暴力団に関する情報を開示すれば、警察は、今後暴力団に関する情報提供を生駒市に対して行わなくなることが予見される。

生駒市が暴力団排除活動を行うためには、警察からの情報提供は不可欠であり、本件行政文書の開示により、警察からの情報提供が受けられなくなれば、生駒市が行う暴力団排除のための事務事業に重大な支障が生ずるおそれが予想される。

よって、条例第7条第5号に該当する。

第5 結論

以上のとおり、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件開示請求に対する決定は、たとえ不開示とした場合であっても、

開示請求に係る文書が存在することを認めるものである。

とりわけ事業者が特定され得る開示請求があった場合に、当該文書が存在することを前提とする決定を行えば、当該事業者に対して行政機関が暴力団との関係があるとの疑念を抱いたことが明らかとなり、当該事業者の社会的信用を失墜するなど、正当な権利利益を侵害することになる。

したがって、本件開示請求に対する決定は、条例第10条の規定により、開示を求められた行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきであった。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次頁のとおりである。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 4 年 6 月 1 9 日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成 2 5 年 3 月 6 日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 2 5 年 3 月 1 1 日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成 2 5 年 3 月 2 6 日 (第 8 2 回審査会)	・ 実施機関の意見陳述を実施した。 ・ 異議申立人の意見陳述を実施した。
平成 2 5 年 4 月 2 3 日 (第 8 3 回審査会)	・ 審議を行った。
平成 2 5 年 5 月 1 7 日 (第 8 4 回審査会)	・ 審議を行った。 ・ 答申案の内容について審議した。
平成 2 5 年 5 月 3 1 日 (第 8 5 回審査会)	・ 審議を行った。 ・ 答申案の内容について審議した。
平成 2 5 年 6 月 1 4 日 (第 8 6 回審査会)	・ 答申案の案文検討を行った。
平成 2 5 年 8 月 8 日 (第 8 7 回審査会)	・ 審議を終結し、答申案を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所属、団体名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮仁郎	近畿大学名誉教授、弁護士	会長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
た なか ひろ よし 田 中 啓 義	弁護士	
お がた けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
わ じま み え こ 和 島 美 枝子	弁護士	